

青森県量子科学センター動物実験委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県量子科学センター動物実験等に関する規程(令和3年4月1日制定)

第3条第2項の規定に基づき、青森県量子科学センター動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査又は調査し、施設長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画等が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び青森県量子科学センター動物実験等に関する規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画等の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちからそれぞれ複数名を知事が委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から知事が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、全委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

- 2 委員会の議事の内容は、議事録として記録し、保存しなければならない。

(書面審議)

第7条 委員長は、適当と認める事項について、書面による審議（以下「書面審議」という。）とすることができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、書面審議においては、全委員の合意により議を決するものとする。この場合において、全委員の合意が得られなかったときは、会議を開催し、審議を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員を辞した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の会議の開催に係る庶務は、第3条及び第4条に規定する事務を除き、青森県量子科学センター指定管理者の業務において行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。

附 則（令和4年6月17日改正）

改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月8日改正）

改正後の要領は、令和7年1月8日から施行する。